

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性職員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年7月1日～令和4年3月31日

2. 当院の課題

- 従業員の平均年齢が高い中で、年齢を問わず、持続的に活躍することができる職場環境の維持・発展が必要である。

3. 目標

- 育児・介護等、家庭の事情による離職を防ぐために、人事考課等の機会を利用した職員面談を年に1回以上実施し、両立支援制度の周知や状況把握する
- 定年後再雇用の職員にも、経験・能力・本人の意欲に応じて、適切な役割・処遇を付与している現行運用を継続する。

4. 取組内容

- 人事考課等の機会を利用した職員面談を年に1回実施するし、両立支援制度の周知や状況把握する
- ストレスチェックを年に1回確実に実施する。
- 経験・能力・本人の意欲に応じた役割・処遇の付与ができるよう、職員面談時に上司と本人が目標の摺合せを行う。
- 休職制度について、新規採用時や職員面談時に案内する。

*女性の職業生活における活躍に関する情報を公表します。

- 管理職に占める女性労働者の割合 77.7% (令和元年8月1日現在)